オ　国際会議等における日本の貢献と取組の発信	
①　国際会議において、我が国の経験、特徴等（男女共同参画の視点に立った防災・復興等）をいかした取組等の情報発信、共有により、男女共同参画に関する国際的な政策決定、取組方針への貢献に努める。	内閣府、外務省、関係府省
②　国連アジア太平洋経済社会委員会（ＥＳＣＡＰ）、東アジア男女共同参画担当大臣会合、ＡＰＥＣ女性と経済フォーラム等の地域会合に積極的に参加し、参加各国との連携を図ることにより、アジア・太平洋地域の男女共同参画の推進に貢献する。	内閣府、外務省、経済産業省、関係府省
③　「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（ＷＡＷ！）」の毎年の開催を始めとする国内における国際的な会議等の開催や、国際的な広報の実施により、我が国の男女共同参画に関する取組を国際的に積極的に発信する。	内閣府、外務省、関係府省

Ⅳ　推進体制の整備・強化

＜基本的考え方＞

我が国が目指す男女共同参画社会の実現に向けて、広範かつ多岐にわたる取組を着実に展開し、実効性を確保するため、国、地域及び民間における推進力を一層強化する。

男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案・実施を推進すべく、国内本部機構の機能強化を図るとともに、女性の活躍推進に向けて社会全体で取組を進めていくべき仕事と生活の調和等の課題に関して、経済団体や労働団体等との連携を緊密にし、政労使が一体となって施策を推進する体制を構築する。

また、地域における男女共同参画を推進するためには、地方公共団体や男女共同参画センター、民間団体等の積極的な取組が重要であり、関係機関等がそれぞれの機能を十分に発揮するとともに、関係機関等間で連携することができるよう、推進体制の整備・強化に向けた支援の充実を図る。

＜成果目標＞

項　目	現　状	成果目標（期限）
男女共同参画計画の策定率（市町村）	市区：97.0% 町村：52.6% （平成27年）	市区：100% 町村：70% （平成32年）
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率	―	都道府県：100% 市区：100% 町村：70% （平成32年）

1　国内本部機構（男女共同参画会議、男女共同参画推進本部、男女共同参画推進連携会議）の強化

施策の基本的方向	
国内本部機構は、内閣総理大臣の下で施策推進の機能を果たしてきた。今後とも、男女共同参画社会の形成のための取組を総合的かつ効率的に推進するため、あらゆる施策について、総合的な企画立案機能、横断的な調整機能、監視・影響調査機能等を更に強化する。	
具体的な取組	担当府省
①　内閣府に置かれる重要政策会議である男女共同参画会議は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針や政策及び重要事項等の調査審議を行う、施策の実施状況について監視し、また施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査する、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し意見を述べるなどの機能を最大限に発揮する。また、その監視結果等については広く公表する。	内閣府、関係府省
②　男女共同参画推進本部（本部長：内閣総理大臣）の下で施策の円滑かつ効果的な推進を図る。本部長の指名により関係行政機関に置かれた男女共同参画担当官（局長級）は、それぞれの府省の施策の企画・立案に積極的に関与し、当該施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を把握することを通じ、男女共同参画社会の形成に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策へ男女共同参画の視点を反映させるとともに、相互の機動的な連携を図る。	内閣府、全府省
③　男女共同参画推進連携会議については、経済界や各種団体、ＮＰＯ・ＮＧＯを始めとする各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図るとともに、地域においても各階層の相互の交流や情報交換等の連携を強化する。また、全国的な推進連携会議に加え、地域版推進連携会議等を通じたネットワーク形成を支援する。	内閣府
④　国内本部機構と関連の深い政府の会議（共生社会、地方創生、経済財政、防災等の分野に係る会議）等との連携を図る。	内閣官房、内閣府、関係府省
⑤　国内本部機構と多様な主体（地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、ＮＰＯ、ＮＧＯ、地縁団体、企業、大学、経済団体、労働組合等）との連携を図る。	全府省
⑥　国内本部機構の運営に当たっては、男女共同参画に識見の高い学識経験者や女性団体を始めとする国民の幅広い意見を反映する。	内閣府
⑦　国際機関、諸外国の国内本部機構との連携強化に努める。	外務省、関係府省

2　男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

施策の基本的方向	
政策の立案から実施までの各プロセスに男女共同参画の視点を取り込み、ジェンダー予算の考え方も考慮しつつ、広範かつ多岐にわたる課題に対応した施策の充実・強化を図る。この際に、男女共同参画会議における監視・影響調査等の機能を十分に活用し、実効性を高める。	
具体的な取組	担当府省
①　基本計画における主要な施策の進捗状況について、男女共同参画会議において、毎年度の予算編成等の動きと連動させた形でフォローアップし、取組の強化等について、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べる。	内閣府、関係府省
②　毎年６月を目途に、男女共同参画会議の意見を踏まえ、女性活躍加速のための重点方針を決定し、各府省の概算要求に反映させる。	内閣官房、内閣府、全府省
③　女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関し、同条約の積極的遵守の観点から、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。	内閣府、外務省、関係府省
④　諸外国における推進体制に関する諸制度や、国民の意識、男女の家事・育児・介護等の時間の把握等を含め、男女共同参画社会の形成に関する調査研究を進める。	内閣府、総務省、関係府省
⑤　男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実の観点から、業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める。また、男女共同参画に関する重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開するとともに、統計法（平成19年法律第53号）に基づく二次的利用を推進する。	全府省
⑥　各種の政府の計画における数値目標等について、その達成状況を可能な限り男女別に示すよう努める。	関係府省
⑦　国の各府省や関係機関が実施している男女共同参画に関わる情報を集約・整理した上で、国民、企業、地方公共団体、民間団体等に分かりやすく提供することで、各主体による情報の活用を促進する。	内閣府
⑧　政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合の被害者の救済について、行政相談制度、人権擁護機関等の積極的な活用により、その充実を図る。	内閣府、総務省、法務省、関係府省